

付 議 第 2 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する
規則議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 5 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかったときは、貸与を受けた奨学金の全額（当該奨学金の一部が返還されている場合にあつては、当該返還されている額を控除した額）を一括して返還させることができる。

別記第6号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に改める。

別記第18号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に、

「住 所
氏 名

⑥」

を

「住 所
フリガナ
氏 名

⑥」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第3項の規定により申請をした奨学生が同規則第7条第1項の規定により平成29年4月1日前に提出する場合における同項の誓約書については、この規則による改正前の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則別記第6号様式によることができる。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する
規則議案説明

1 改正の目的及び理由

県立高校通学支援奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、貸与残額の一括返還を求めることができるよう規定を追加し、貸与申請者等からはあらかじめ同意を得ようとするとともに、必要な文言の整理をするものである。

2 施行期日
公布の日

対 照 表 旧

高知県立高校通学支授奨学金貸与条例施行規則(抜粋)

本則
(返還の方法)
第18条 略

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、年賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日(これらの月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に該当するときは、当該月末日後における直近の当該金融機関の営業日)とする。
3~4 略

新 旧

高知県立高校通学支授奨学金貸与条例施行規則(抜粋)

本則
(返還の方法)
第18条 略

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、年賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日(これらの月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に該当するときは、当該月末日後における直近の当該金融機関の営業日)とする。
3~4 略
5 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかつたときは、貸与を受けた奨学金の全額(当該奨学金の一部が返還されている場合には、当該返還されている額を控除した額)を一括して返還させることができる。

第6号様式(第7条関係)

高知県教育委員会									
様					様				
高知県教育受									
奨学生決定番号	学校名	住所		(郵便番号)					
フリガナ氏名	ⓐ	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
フリガナ氏名	ⓐ	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
奨学生との関係	職業								
フリガナ氏名	ⓐ ※2	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
奨学生との関係	職業								
フリガナ氏名	ⓐ ※2	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
奨学生との関係	職業								
備考 ※1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければならない。 ※2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書									

第6号様式(第7条関係)

高知県教育委員会									
様					様				
高知県教育受									
奨学生決定番号	学校名	住所		(郵便番号)					
フリガナ氏名	ⓐ	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
フリガナ氏名	ⓐ	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
奨学生との関係	職業								
フリガナ氏名	ⓐ ※2	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
奨学生との関係	職業								
フリガナ氏名	ⓐ ※2	年	月	日	電話番号				
生年月日	住所		(郵便番号)						
奨学生との関係	職業								
備考 ※1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければならない。 ※2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書									

第 18 号様式 (第 16 条関係)

高知県立高校通学支援奨学金借付証書

借付金額 円

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、奨学金として上記の金額を借付しました。

つきましては、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。

なお、高知県立高校通学支援奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると思われる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

年 月 日

高知県教育長

様

奨学生 奨学生決定番号

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

⑤

連帯保証人

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

職 業

電話番号

⑥

連帯保証人

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

職 業

電話番号

⑦

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも 1 人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

2 この借付証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を送ってください。

第 18 号様式 (第 16 条関係)

高知県立高校通学支援奨学金借付証書

借付金額 円

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、奨学金として上記の金額を借付しました。

つきましては、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。

なお、高知県立高校通学支援奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると思われる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

年 月 日

高知県教育長

様

奨学生 奨学生決定番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

⑤

連帯保証人

住 所

氏 名

生年月日

職 業

電話番号

⑥

連帯保証人

住 所

氏 名

生年月日

職 業

電話番号

⑦

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも 1 人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。

2 この借付証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を送ってください。